

令和6年(ネ受)第356号

マイナンバー(個人番号)利用差止等請求上告受理申立事件

申立人(原審控訴人) 関口 博 ほか

相手方(原審被控訴人) 国



上告受理申立理由書

2024年(令和6年)6月4日

最 高 裁 判 所 御中

申立人ら代理人 弁護士 水 永 誠

同 瀬 川 宏 貴

同 出 口 かおり

はじめに

原判決は、憲法13条で保障される「私生活上の自由」の範囲として、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由のみが保障されるとするが、これは昭和44年12月24日最高裁判所大法廷判決(最高裁昭和40年(あ)第1187号・刑集23巻12号1625頁)、平成7年12月15日最高裁判所第三小法廷判決(刑集第49巻10号842頁)、平成15年9月12日最高裁判所第二小法廷判決(民集第57巻8号973頁)と相反する判断である。

また、原判決には、「法令の解釈に関する重要な事項が含まれている」(民事訴訟法318条1項)。この「法令」には経験則、採証法則、審理不尽が含まれるとされるので(判例タイムズ1399号59頁・武藤貴明前最高裁判所調査官)、それらも含めて申し立てる。

第1 過去の最高裁判例の判断に反すること

1 原判決の判断

原判決は、「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される（最高裁平成19年（オ）第4033号、同年（受）第454号同20年3月6日第一小法廷判決・民集62巻3号665頁）。」と判示している。

2 憲法13条は、「私生活上の自由」として、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」のみが保障されるとするものではない

原判決は、あたかも憲法13条は、「私生活上の自由」により保障される範囲・内容として、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」のみが保障されるとするかのようである。しかし、憲法13条は「開示又は公表されない自由」以外の「自由」をも保障するものである。

以下の理由による。

（1）原判決が引用する住基ネット最高裁判決は、昭和44年京都府学連事件判決を引用している

原判決が引用する住基ネット最高裁判決は、以下のように判示して、昭和44年12月24日最高裁大法廷判決（以下、「京都府学連事件判決」という。）を引用している。

「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有

するものと解される（最高裁昭和40年（あ）第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁参照）」。

（2）京都府学連事件判決は「容ぼう等」をみだりに撮影されない自由を保障している

上記京都府学連事件判決は、以下のように、憲法13条により、国民は「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有する」と判断した大法廷判決である。

「憲法一三条は、『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』と規定しているのであって、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」

（3）京都府学連事件判決は、みだりに容ぼう等に関する情報を取得されない自由をも保障しているから、原判決の保障の範囲は不十分である

この京都府学連事件判決は、国民は、「その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由」が憲法13条で保護・保障されていると判示しているのであり、これを言い換えるならば、国民は、みだりに容ぼう等に関する情報を取得されない自由を保護・保障されることになる。

ところが、原判決は、あたかも憲法13条により「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」のみが保障されるとするかのようである。この点は、例えば原判決21頁の「(6)小括」においても、「以上によれば、行政機関等が番号利用法に基づき特定個人情報の利用・提供等をする行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということはできない。したがって、上記行為は、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではないと解するのが相当である」と判断していることにも示される。

しかし、京都府学連事件判決は、「みだりに取得されない自由」も保障されていると判示しているのであるから、原判決の、「みだりに第三者に開示又は公表されない自由」を保障しているとしかしていない点、及び、「開示又は公表されない自由」を侵害しているかどうかのみを判断している点は、憲法13条の解釈を誤り、大法廷判決である京都府学連事件判決の判断と相反するものである。

(4) 憲法13条は、みだりに利用されない自由等をも保障している

個人に関する情報は、取得・収集一保管一利用一提供という過程を通じて流通するものである。したがって、その全過程において、みだりな取得・収集一みだりな保管一みだりな利用一みだりな提供からの自由が保障されなければ、「個人の私生活上の自由」は守られないものである。

これまでの最高裁判例も、個人に関する情報の利用の仕方によって、私生活上の自由やプライバシーが侵害される危険性があると判断している。

ア 指紋押捺拒否事件最高裁判決（平成7年12月15日最高裁判所第三小法廷・刑集第49巻10号842頁）

「指紋は、指先の紋様であり、それ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないが、性質上万人不同

性、終生不変性をもつので、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある。このような意味で、指紋の押なつ制度は、国民の私生活上の自由と密接な関連をもつものと考えられる。

憲法一三条は、国民の私生活上の自由が国家権力の行使に対して保護されるべきことを規定していると解されるので、個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、同条の趣旨に反して許され（ない）」

イ 江沢民講演会名簿提供事件最高裁判決（平成15年9月12日最高裁判所第二小法廷・民集第57巻8号973頁）

「・・・学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、D大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」

「このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際に上告人らの本件個人情報を収集したD大学は、上告人らの意思に基づかずみだりにこれを他者に開示することは許されないとるべきである」

以上摘示したように、これらの判例では、「採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある」、「取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるもの」と判示し

ているのであり、個人情報の利用方法如何によって、私生活上の自由が侵害されることを認めているものである。

したがって、「みだりに利用されない自由」も憲法13条により保障されていることを前提としているものである。

(5) 本件においても、取得や利用等が問題となる

本件でも、以下に述べるように、開示・提供以外に、利用や収集、保管の場面における保障が問題となる。

ア 個人番号のインデックス（索引）機能の利用

まず、個人番号制度においては、個人番号のインデックス（索引）機能の利用場面が大きく問題となる。乙1（10枚目）にもあるように、制度創設の当初から個人番号を用いた名寄せ・突合（データマッチング）が最も大きな危険性として懸念されていたところである。

すなわち、個人番号は、国民及び外国人住民の全員に対して（悉皆性）、万人不同、原則生涯不変の個人識別番号として付番されているものであるから、名寄せ・突合（データマッチング）のための完全なインデックス機能を有している。個人番号付きの個人情報（特定個人情報）であれば、個人番号をインデックスとして、漏れなく、かつ、他人の個人情報と間違えることなく、特定個人の情報を名寄せしてデータマッチングすることができる。つまり、その「利用」の場面が大きな問題となるのである。

なお、宇賀克也教授（現最高裁判事）も、「住民票コードの秘匿性の程度に関する本判決（引用者注：住基ネット最高裁判決）の射程は、検索キーとしてデータマッチングに使用されることが予定されている個人番号（略）には及ばないと思われる。」と指摘している（宇賀克也「判例で学ぶ行政法」第一法規、平成27年。105～106頁）し、藤原靜雄中央大学法科大学院教授（現個人情報保護委員会委員長）も、「（番号）法の制定が、我が国の個人情報

保護法制にとっても転換点となることは疑いのないところであろう・・・今回の番号法は、高度情報通信社会の技術の下でデータマッチング(名寄せ)を認めるとという意味で、個人情報保護の問題に対する影響は決定的だからである」と評価している(『法律のひろば』2013年9月号4頁「番号法と個人情報保護」)。

イ 特定個人情報の取得について

確かに、税、社会保障等に関する個人情報はこれまで行政により取得され、利用されていた情報ではある。しかし、訴状以来繰り返し指摘しているように、個人番号制度は、(住基ネットの住民票コードのように、行政内部だけで利用される番号とは異なり、)日々新たに個人番号付きの「特定個人情報」(例えば納税関係の個人情報や社会保障関係の個人情報)が作成され、民一民一官と流通して、最終的に官(国や地方自治体)に提供され、官において保管、利用、提供等されるという特徴を有する制度である。つまり、既に官が取得して保管している情報に、個人番号が付加されただけのものではないのである。

(6) 小括

以上に挙げたとおり、これまでの最高裁判例は、個人に関する情報の利用の仕方によって、憲法13条が保障する私生活上の自由が侵害される危険性があると判示しており、個人に関する情報が「みだりに利用されない自由」が憲法13条により保障されていることを前提としていると解される。

ところが、原判決は、憲法13条の「私生活上の自由」により保障される範囲・内容として、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」のみが保障されるとしており、これまでの最高裁判例、特に大法廷判決である京都府学連事件判決の判断と相反するものである。

第2 番号法19条15号の解釈に重大な誤りが存する

1 刑事事件の捜査に関する解釈

番号法19条15号は、各議院審査や刑事事件の捜査が行われるときなどに、場面をそれ以上に限定することなく、特定個人情報の提供を認めている。加えて、同号自体で列挙されている場面に加えて、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」にも特定個人情報の提供を認めていることで、受任命令としての政令を通じて、特定個人情報の提供がより広い範囲で認められることになる。原判決はそのように解釈しているが、同時に、これは「白紙委任」ではないともしている。

しかし、その場合に、憲法13条で保障される、自己の情報が「みだりに他人に開示・公表されない自由」が侵害されることになってはならない。それゆえ、番号法19条15号とそれを受けた制定された政令が、自己の情報をみだりに他人に開示・公表されない自由を、過度に広汎に制限する解釈になっていないかが問題となる。

こうした委任法律と受任命令のそれぞれについて、近年の最高裁は慎重に審査する姿勢を見せている。薬事法施行規則を違法とした判決をはじめ、様々な事例からは、これらの争点を慎重に審査する傾向を読み取れる。そのため、近年の最高裁の判例に従うならば、まず、委任の趣旨を特定したうえで、法律による委任の趣旨がいかなるものであり、受任命令としての各種命令の内容に関する裁判所の解釈が、そうした委任の趣旨を逸脱するものとなっていないかが慎重に検討されなければならない（甲97・實原隆志福岡大学・現南山大学教授の意見書参考）。

同意見書では以下のように述べられている（意見書当時の14号は現15号のことである。なお、下線部は引用者。）。

「マイナンバー法19条14号で挙げられている事項のうち、「刑事事件の捜査が行われるとき」というのが、どのような事件で、どのような捜査が行われ

る時のこととを指しているのかは、条文を見るだけでは明らかにはならない。加えて、国会での説明では税務調査について触れるものも見られるため、以下において、それも検討の対象とする。

① 刑事事件の捜査が行われるとき

「刑事事件の捜査が行われるとき」の特定個人情報の提供場面との関係で、「例えば調査した際に、たまたまそこのある情報に番号が含まれていた場合、それを持ってこられないというのは非常に調査の妨げになるということ」との説明がなされている。これは、法案が成立し、政令が制定される前になされていました説明であるが、同様の説明は、政令の制定後にもみられ、「刑事事件の捜査などで必要な資料を収集する際、マイナンバー付の個人情報が含まれることはあり得ますが、これは、適正な捜査において、必要な資料収集が阻害されないように例外的に認められるもの」とされている。政令が制定される前後のこうしたやり取りを見る限り、刑事事件の捜査において特定個人情報が提供される場面としては、令状を伴う捜索など、相当程度限定期的な場面において、不可避的に特定個人情報が提供される場合が想定されていると推測される。

また、「番号法の立案担当者」であるとする者が、法案が可決された後に行っている説明においては、マイナンバー法 19 条の各号では、「特定個人情報の提供として考えられる主たるもの、すなわち特定個人情報の利用に伴う提供、そして主たる提供行為と考えられるものから順に並べられている」ともされている。そして、マイナンバー法 19 条 14 号の趣旨というのは「議会や裁判、捜査など本号及び政令に規定された場合であればどのような場合でも必ず特定個人情報の提供が認められるものではな」く、特定個人情報を提供する必要性がある場合に限られるということであるとする。こうした場面の例として、この論者は、「番号法違反による刑事事件について関係者が警察に証拠を提供する場合」や、「番号法違反に関し地方自治法 100 条委員会が設置され、調査のために関係者が特定個人情報を提供する場合」を挙げている。こうし

た、「番号法の立案担当者」を自称する者が法案可決後に行っている説明を見る限り、番号法違反に関する調査・捜査が、マイナンバー法 19 条 14 号に基づいて議院審査や刑事事件の捜査が行われる際に特定個人情報が提供される基本的な場面として考えられていたと推測できる。

さらに、法案の可決後になされた、福島みづほ参議院議員による質問では、別の場面での特定個人情報の「照会」の可否が問題とされている。福島議員は、「捜査関係事項照会書にマイナンバーを記せば、納税記録などが得やすくなり摘発の端緒として有用」と、警察関係者が話していた旨の、週刊誌の記事を受けて、捜査関係事項照会の際に、個人番号により照会することが認められるか、政府の見解を示されたい、と述べた。それに対して政府側は、「適法な特定個人情報の提供になり得る」と回答しており、個人番号を使った捜査関係事項照会を通じて情報を取得できるとの理解が示されている。「照会できるのか」という質問と、「提供できる」という回答がかみ合ったものとなっているのかはともかくとしても、法案が可決された後のやり取りを参考する限り、政府側は、捜査関係事項照会を受けた機関は、特定個人情報を提供することになると考えていたと推測される。

このように、刑事事件の捜査との関係で、政令が制定される前後のやり取りは、特定個人情報が提供される場面として想定されているのが、令状の執行に伴う捜索が行われるなど相当程度限定された場合であることを推測させる。また、「番号法の立案担当者」が法案が可決された後に行っている説明を見る限り、番号法違反に関する調査・捜査が、マイナンバー法 19 条 14 号に基づいて、議院審査や刑事事件の捜査を行う際に特定個人情報が提供される基本的な場面として考えられていたようにも感じられる。」

以上からすれば、そもそも「刑事事件の捜査」は、本来の利用分野である税・社会保障・防災の 3 分野以外の例外であること、刑事事件の捜査分野は人権侵害の危険性が一般的に高い分野であること、にもかかわらず個人情報保護

委員会の監督も受けない分野であることからすれば、その例外は、「適正な捜査において、（たとえ個人番号が記載されているからといって）必要な資料収集が阻害されないように例外的に認められるもの」というような限定解釈を行う必要が存する。にもかかわらず、原判決はそのような解釈を行わず、むしろ広く「刑事事件の捜査」であれば収集・利用等を認める解釈をとっている。

この点で、原判決には、番号法19条15号の解釈に重大な誤りが存するといわなければならない。

2 税務調査に関する解釈

上記意見書は、「税務調査」に関して、以下のように述べている。

「② 税務調査

また、法案が成立し、政令が制定される前の説明では、「例えば刑事事件に類する少年法とか、あるいは、行政調査の中でも、例えば租税の調査とか、そういうものを政令事項として定めたいと考えている」との回答がみられ、税務調査については新たに政令で定めるとの方針が政府側から示されていた。こうしたことから、政府は税務調査での特定個人情報の提供も、マイナンバー法19条14号で認められていると理解していると思われるが、2012（平成24）年の第180回国会に提出された旧法案が、特定個人情報の提供禁止の例外として「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査若しくは租税に関する調査」を挙げていたのに対して（当時の17条11号）、この法案が廃案になったのち、現在の法律では、旧法案にはあった「若しくは租税に関する調査」の部分が削除されている。このような立法経緯は、「租税に関する調査」を、特定個人情報の提供場面から除外する旨の意思を推測させるものであるが、法律が制定されるまでのこうした過程と、法律が制定された後に国会でなされている説明に、整合性を欠く部分がみられる。」（なお、犯則事件の調査と租税に関する調査の質的違いについては、同意見書11頁以降参照）

以上からすれば、番号法19条15号の「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査」に、単なる「租税に関する調査」をも含むと解する原判決の解釈には重大な誤りが存する。

第3 危険性の判断に関する経験則違反

1 情報漏えい等の事例について、人為的ミスと評価する経験則違反

(1) 原判決の判示

原判決は、「(5)控訴人らの指摘する情報漏えい等の事例について」(21頁)において、「確かに、個人番号を含む情報を不適切に取り扱った結果、個人番号の流出した過誤事件が相当数発生している」ことは認めつつも、これらは「個人番号制度における法制度上の仕組みまたはシステム技術上の措置に不備があったことにより生じたものであるとは認めがたい」と判断している。

(2) リスク評価に関する経験則違反

しかしこれは、全ての事故事例を単なる「誤送付」のような人為的ミスと評価するものであって、近時のリスク評価に関する経験則に著しく反するものである。

申立人は、原審準備書面(1)の16頁以降において、「2 原判決及び被控訴人の、情報関係におけるリスク評価の仕方の誤り」として、以下のように指摘した。

「情報関係のリスク評価においては、たとえ当該形態での「漏洩事故」の発生可能性が極めて僅かしかなくとも、「現実的な危険」はある=「具体的危険」はあると考えなければならない。その上で、上述したように、その発生可能性と、それによる影響度を掛け合わせて、そのリスク分析と評価が行われなければならない。

したがって、この考え方からするならば「具体的危険性」と「抽象的危険性」の二分論は、全く合理性がない。

そして、そのリスクを許容範囲内に収めることを目標として、どのような防止対策をとるのか、その対策の費用対効果はどうかを検討し、費用対効果が合わなければ、そのような情報システムを作ること自体をやめるということも選択肢とする。それが、情報関係のリスク評価である。

(例えば、仮に20年か30年にわずか一度の発生可能性しかない「事故」のリスクであっても、それにより国民の個人番号と本人確認情報のすべてが漏洩するというような甚大な損害が発生する場合は、そのリスク評価は極めて高いものであり、優先的に対応する必要があるものとならざるを得ない。なお、プライバシー影響評価は、これらをシステム構築の前に行うという作業であるといってよい。)

そして、「許容範囲内に収める」というのは、いくら対策をとっても、リスクを0にすることはできないということを前提とする（これを「事故前提」の考え方といい、日本のセキュリティ対策の「元締め」である内閣官房セキュリティセンターも、すでに平成21年にこの考え方についている（原審原告ら準備書面（1）、17頁）。その意味で、「万全の（事前）対策」などというものはない。

そこで、「事故前提」の対策として必要となるのが、全国民の個人情報が一度に流出しないように「一元管理」せずに「分散管理」するとか、管理する必要のない個人情報（データ）を保管しないようにして（=データ最小化）保管する個人情報の数を10個から5個に減らすとか、（減らせない場合は）5個と5個に分散管理するとか等の対策をとって、多種類の個人情報が一度に漏洩しないようにするなどの事前対策をとって、事故発生時のリスクを許容範囲に収められるようにする対策をとるのである。（被控訴人が「分散管理」を強調する意味はここに存するといわなければならない。従って、仮に物理的にサー

バーが分散管理されていたとしても、その中のデータがネットワーク経由で一度に全部アクセスできる様な状態であれば、それは「一元管理」と評価すべきものとなる)。

以上述べたように、より、単に抽象的に「このような対策が講じられている」というだけでは、本当のリスク分析はできていないのであって、「具体的な危険」がないとは評価できないのである。」

以上の経験則に基づいた通常のリスク評価の考え方からするならば、第1に、申立人らが指摘し、原判決も現に発生していること自体は認めた各種事故について、人為的ミスにすぎないとみなして、「法制度上の仕組みまたはシステム技術上の措置に不備があったことにより生じたものであるとは認めがたい」と切り捨て、容認することは、個人番号制度・システムの安全性を考える上では重大な経験則違反である。

第2に、発生している事故事例の中には、2022（令和4）年5月に公表された岩手県釜石市における7年間にわたる数万人分の住基台帳情報（内600人については特定個人情報）の業務外の送受信事件や、同年6月の兵庫県尼崎市の全市民の住基台帳情報等の不法持ち出し事件（甲122の1、2）も、セキュリティマネジメント上の漏洩事故といえるものであり、単なる「誤送信」などの人為的ミスとは異なる、いわば「法制度上の不備」による「漏洩事故」であるといわなければならない。

第3に、本件原審結審後である2023（令和5）年3月27日に、横浜市で発覚したマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付サービスにおいて、別の住民票等が出力されるという事故（そのうち住民票の写し1件（1人）については、個人番号が記載されていた。なお、同様の事故は、東京都足立区、徳島県徳島市、川崎市でも発生した。）は、正に「システム技術上の措置に不備があったことにより生じたもの」である。このような事故事例ま

で、「人為的ミス」とするのであれば、およそ制度やシステムは人が作るものであるから、全て「人為的ミス」と評価してしまうものであり、著しく「危険性」や「リスク」に対する評価・判断について経験則に違反しており、その判断違反は判決の結果にも影響するものであると言わなければならない。

2 情報漏えいの結果に関する判断の経験則違反

原判決は、上記1(1)の判示に續いて、「個人番号が流出したり漏えいしたりしたことにより、当該個人番号が流出したものについて、特定個人情報が更に流出したり、データマッチングが行われたりしたことを認めるに足りる証拠もない。」(21頁)と判示して、このような事態が続けて発生しなければ危険性を認めないかのように述べている。

しかし、これも経験則に反するものである。

すなわち、第1に、特定個人情報は、個人番号と機微情報である個人情報が結びついたものが多いのであって、その流出だけで危険性をもたらすものである。プライバシーにかかる情報は、いったん漏えいしてしまった場合、特に現代のような高度情報化社会においては、事後的な救済によっては回復困難な権利利益である。したがって、流出しただけで、危険性や損害も発生していると判断すべきなのである。

なお、この点は、いわゆるベネッセの顧客情報流出事件において、2017(平成29)年10月23日最高裁第2小法廷判決も、「原審は、上記のプライバシーの侵害による上告人の精神的損害の有無及びその程度等について十分に審理することなく、不快感等を超える損害の発生についての主張、立証がされていないということのみから直ちに上告人の請求を棄却すべきものとしたものである。そうすると、原審の判断には、不法行為における損害に関する法令の解釈適用を誤った結果、上記の点について審理を尽くさなかった違法があるといわざるを得ない。」と判示しているところである。

第2に、個人番号を含んだ特定個人情報の流出は、それによって個人情報データベースが作られ、そのデータが、個人番号をインデックスとして、段々と集積されマッチングされていくことが大きな問題なのであって、その点を問題にしない点でも危険性評価に関する経験則に反している。

3 電子証明書、マイキーIDの危険性評価に関する重大な経験則違反

(1) 原判決の判示

原判決は、「電子証明書の発行番号は、申請者の申請により発行される電子証明書に記録されるものである上、電子証明書には有効期限があつて、有効期限の経過に伴い電子証明書が新たに発行されるたびに、発行番号は異なる番号となること、マイキーIDも、利用者が任意でマイキープラットフォームを利用することを選択した際に初めて作成されるものであつて、通常他人の目に触れるものではなく、任意に改廃することもできるものであること、したがつて、電子証明書の発行番号やマイキーIDは、全住民に付番され、原則として、生涯不変の個人番号とはその性質を大きく異にし、必ずしも個人番号と同視すべきであるとは認められないことは、前記(6)イで 説示したとおりであるから、上記の発行番号やマイキーIDをもって、個人番号と同様の「共通番号制」の導入の危険性が高まるということはできない。」と判示する（35頁）。

(2) 原判決の経験則違反

しかし、①「電子証明書が新たに発行されるたびに、発行番号は異なる番号となる」とことは、「原則として生涯不変の個人番号とはその性質を大きくことに（する）」と評価することはまったく誤っている。何故なら、旧発行番号と新発行番号は、変更履歴としてひも付けて保管・記録されるからである。この点は、仮に個人番号が例外的に変更されても旧個人番号と新個人番号は変更履歴としてひも付けて保管・記録されるのと同様である。

しかも、②政府は、マイナ保険証への原則一本化を強力に推し進めて、2024（令和6）年12月2日には現行保険証は廃止される。マイナ保険証は電子証明書を取得することが前提であるから、これに伴って、すでに国民（外国入住民を含む）の8割程度が電子証明書を保有するに至っている。また、政府は「マイナンバーカードはデジタル社会のパスポート」であるとして、ありとあらゆる場面でマイナンバー利用を進めようとしており、この利用場面でも電子証明書を利用することが前提となっている。しかも、電子証明書の発行番号やマイキーIDの方が法的規制が格段に弱いのである。これらのことなどを合わせ考えるならば、「個人番号と同様の『共通番号制』の導入の危険性が高まる」と考えるのが経験則に基づいてむしろ当然である。

以上述べたように、原判決の判断は、重大な経験則違反を前提としており、しかも、その違反は危険性の判断に影響を与えるものである。

結語

原判決は、ここまで拡大してきたインフラであるマイナンバー制度に歯止めをかけることは影響が大きすぎることも考慮して、極めて簡素な、その意味で浅い考察に基づいて、その利用範囲を広く認めたり、危険性を低く評価したりしているように見える。

しかし、近時では個人情報保護委員会はもとより、国の省庁などでも標準的に採用されているプライバシー・バイ・デザイン（設計段階から組み込まれるプライバシー保護）と、それを担保するためのプライバシー影響評価（PIA）の考え方やその手順からするならば、制度を創設し、又は拡大する場合は、それに先だってプライバシーや私生活上の自由に対する影響を、（環境影響評価のように）評価し、それに対する悪影響を極力小さくすることを行っておくべきだったのである。それを怠ってきた「ツケ」が今現れているのである。

事後的な司法審査の対応が甘ければ、近い将来の国民のプライバシーや「私生活

上の自由」にどのような悪影響を与えるかについて、今一度、真剣に考えることを求めるものである。少なくとも司法による「自由」「プライバシー」保障の観点からの、厳格な解釈を行うことを求める。

以上